

平成30年度

施策方針並びに予算（案）等大綱説明

東栄「住人（すみびと）増やそう戦略」・

「山のめぐみを受け、ともに築く彩りの里」

町民主体のまちづくり予算

10年後の未来に向けたまちづくりを見据えて策定した、まちづくりの道しるべとなる第6次総合計画がスタートして3年目の年となり、町民の皆様とともに着実な実行を行う予算とした。

東 栄 町 長

（東栄町議会本会議 H30. 3. 8開会）

本日、ここに、平成30年3月町議会定例会が開催され、平成30年度一般会計予算案を始めとする関連諸議案を提出し、ご審議いただくにあたり、新年度における所信の一端と予算案の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とより一層のご協力をお願い申し上げます。

私が町長として町政を担当させていただいてから、早くも任期の最終年度を迎えることとなりました。3年前、不安と期待、そしてやり抜く覚悟をもって、入り口に立たせていただきました。

「暮らし優先のまちづくり」を基本理念に、町民の皆様的一声一声を大切に、誠意をもって何事にもぶれることなく、きめ細かで温かみのある諸施策を実現するために、身命をかけてやり抜く覚悟を決めました。その時の気持ちは今でも忘れません。

就任以来、一貫して町民の皆様との対話による町民参加のまちづくりを念頭に多くの皆様のご意見を伺う中、「公平・公正な町政の推進」を基本に、今後の基盤づくりに力を入れてまいりました。そして、まちづくりの主役は町民であるという認識のもと「真の協働による住民自治のまちづくり」を理想に掲げ、町民の皆様が心からふるさとを誇りに思える東栄町の実現に向けて、3年間職員の皆さんとともに取り組んでまいり

ました。

ここ数年の移住定住施策により、U・I ターン者が増えてはいるものの、依然として亡くられる方も多く、人口減少は続いております。

少子高齢化の進行、多様化する町民ニーズへの対応など、町政を取り巻く情勢は刻々と変化しており、課せられた課題解決は決して容易ではありません。このような時こそ、前向きな発想と行動力で皆様とともに前向きな議論をしていただき、進めていかなければならないと思います。

人の暮らしの続く限り、町政にゴールはありません。新年度も歩みを止めることなく、残された課題も含め、一步一步確実に進めてまいります。

そして、引き続き「町民主役のまちづくり」を念頭に、一人ひとりの小さな思いや行動が、世代を超えた未来への橋渡しとなるよう、町民、議会、行政が手を取り合って、まちづくりを推進するための仕組みとして「東栄町まちづくり基本条例」が制定され、この 4 月から施行します。

町民と行政がこの条例に込める想いを大切に、「まちはみんなで作るもの」を合言葉に、町民同士、町民と行政が協働の考え方や意味を理解し、実現し、みんなの声が活かせるまちを目指してまいります。

残す任期は 1 年ではありますが、第6次東栄町総合計画の着実な実行を図っていくことが、わたしに課せられた使命であると考えています。実施計画（H28 年度から H30 年度）3 か年の最終年度ではありますが、職員と共に全力で取り組みを進めてまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の状況を見ますと、様々な出来事がありました。直近の経済情勢においては、「景気は緩やかに回復が続いている」と言われている一方で、ワークライフバランスなど、一人ひとりの働き方が重要視されるようになってまいりました。

国では引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として取り組む一方で、財政健全化への取り組みとして、「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行することとしています。また、全国的な人口減少への問題意識が顕著となっており、各地でまちの活性化に向けて地方創生の取り組みが進められています。

本町においても、定住移住の促進や地域おこし協力隊制度、地域支援制度など、様々な取り組みを進めております。

少子高齢化や人口減少が今後も進むことが予想される中、喫緊の課題であります安心して子どもを産み育てたいと思える環境づくり、いつま

でも安心して暮らすことができる地域づくりといった視点で、活力あるまちづくりに全力を傾け、それぞれの施策を進めてまいります。

そして、人口減少に負けない持続可能な地域をつくるため、行政区や地域の枠、様々な団体の枠を超えた「地域で支えあう力」を強化し、協働のまちづくりに取り組んでまいります。

新年度予算では、平成28年度にスタートした「第6次総合計画」と「過疎地域自立促進計画」の3年目になることから、初年度の進捗状況の点検と課題等を洗い出し、今後の施策展開に活かしていくこと。さらには「東栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実現するための積極的な実践に努め、生産年齢人口の流入をはじめとする定住促進、就労・結婚・子育ての支援、また、高齢者の社会参加を促進し、若い世代の支援ができる環境整備を実現し、本町の魅力を最大限引き出し、住み続けたい・住んでみたいと思えるまちづくりにスピード感を持って実施していくことが求められています。一方、策定された各種計画について、将来、計画通りの時期及び規模で執行していくためには、今まで以上に厳格な視点のもとで更なる事務事業を見直し、行政コストの削減も図ることを念頭に置いて、予算編成作業を進めてまいりました。

結果として、自主財源の税収、依存財源の地方交付税ともに前年度よ

り微減となり、依然として自主財源等の増収は見込めない中で、歳出においては、新保育園の建設、人件費、物件費と補助費等にも対応する必要があることから、基金からの繰り入れを行う予算編成となっております。

一般会計の総額は、35億7千万円（前年度比15.9%増）となりました。新保育園の整備、介護保険特別会計廃止に伴う予防事業の一般会計への移管及びB&G海洋センター改修工事が主な増加要因です。

一方、特別会計では、東栄病院の公営化により病院特別会計が増額となりましたが、国民健康保険が愛知県に移行したこと、介護保険を東三河広域連合に移管することによる介護保険特別会計の廃止し、簡易水道建設事業の大部分が完了したことなどにより大幅な減となり、前年度比22.1%の減額となりました。

一般会計、特別会計を合わせたの予算総額は51億8,242万8千円で、前年度比0.7%の増額であります。

第6次総合計画では、基本理念と将来イメージを実現するため、各分野におけるまちづくりの基本目標を定めています。

それでは、平成30年度の主要な施策について、7つのまちづくりの枠組みに沿って、ご説明申し上げます。

1つ目は、支えあう健康福祉のまちづくりです。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域全体がつながりあい、安心して暮らし続けられるまちを実現するため、医療、福祉、介護が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを構築します。その一環として東栄病院を公営化するとともに、医療センターとそれに併設する保健福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。

(2) 多機能拠点施設の整備

町内12施設で展開する高齢者等生活支援拠点施設「おいでん家」を、高齢者のみでなく、すべての住民が地域のきずなを再構築できる多機能交流拠点となるよう、さらに充実を図ります。

(3) 子育て支援

現在2園ある保育園を1園化し、新たな施設を整備するとともに、延長保育等の保育サービスの体制を充実させ、あわせて保育料の無料化についても検討します。

また、放課後児童クラブの受入時間を延長する等、子育て環境の充実に向けた取り組みを進めます。

2つ目は、豊かな文化と心を育むまちづくりです。

(1) 未来塾の開設

学習習慣の確立と基礎学習の定着を図るという目的で、中学生を対象として毎週部活休養日の放課後及び夏季休暇に受講無料の学習支援を行う、「未来塾」を開設します。

(2) 生涯学習の充実

小学生を対象とした生涯学習活動では、愛知大学との連携によるサマースクールやALTによる英会話教室を実施してきましたが、来年度新たにプログラミング教室を実施します。

3つ目は、安全・安心に暮らせるまちづくりです。

(1) 防災体制の充実

設置から20年近くが経過し更新が急務となっている防災行政無線について、平成31年度以降の整備に向けて実施設計を行います。

(2) 防災士の育成

自主防災会をはじめとする地域の防災力の強化と、有事の際の組織力を充実させることを目的に「防災士」の育成に取り組みます。

4つ目が、環境と暮らすまちづくりです。

(1) 地球環境保全への取り組み

地球温暖化防止対策の一環として、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行ってきましたが、運輸部門における二酸化炭素の排出を抑え、市民の環境に対する意識の高揚をさらに図るため、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を購入する方に補助する制度を新設します。

5つ目は、活力あるまちづくりです。

(1) 観光まちづくりの推進

観光によるまちづくりを推進する拠点として設立した東栄町観光まちづくり協会」と連携し、「naori」事業を核としたビューティツーリズムの拡大、全国清流めぐり利き鮎会でグランプリを受賞した振草川の鮎の活用、各種イベント等による東栄町の魅力向上のためにハード・ソフト両面から各種事業に取り組みます。

(2) イベントによる情報発信

チェンソーアート競技大会、星空おんがく祭、東栄フェスティバル及び絆交流プロジェクト等のイベントを引き続き開催していきます。

特に東栄フェスティバルは、30回目の開催となることから、「花祭」の魅力をさらに発信する企画を盛り込んでいくとともに、天竜川水系に伝わる民俗芸能の紹介も引き続き実施していきます。

さらに、山フェス、ホテルのさんぽ道など中山間地ならではの魅力を伝えるイベントの開催や、観光ボランティアの養成、飲食店マップや各種体験プログラムの紹介、トレッキング・ノルディックウォーキングコースの案内看板設置等にも取り組んでいきます。

(3) 花祭の魅力発信事業

国指定重要無形民俗文化財の「花祭」の魅力をさらに発信するため、「花祭の未来を考える実行委員会」が所蔵している花祭の映像を活用した、視聴覚ブースを花祭会館内に設置し、花祭のアーカイブスを公開します。

6つ目は、定住・交流を支えるまちづくりです。

(1) 定住促進事業の推進

現在ある空き家バンクをさらに充実させ、移住希望者とのマッチングを積極的に図るとともに、若者定住奨励金や移住者通勤支援金などを引き続き実施し、移住の流れを確実なものにします。

7つ目が、協働によるまちづくりです。

(1) まちづくり基本条例

2年半にわたる町民等との話し合いによりつくられた「東栄町まちづくり条例」について、町民等による実行委員会組織により、条例の理念を広めるシンポジウムを開催する等、住民との協働によるまちづくりを推進します。

(2) 集落支援

平成28年度から、地域ごとに抱える課題を洗い出し、地域の存続に結びつけるための集落カルテの充実を図ってきましたが、さらに各地区の抱える課題解決に向け、モデル的に集落支援員を配置し、地域と連携して集落を巡回し、地域における暮らしの課題発掘や課題解決に向け、集落の活性化を図ります。

以上で、平成30年度の主要施策について、ご説明申し上げます。

今回の議会には、34件の議案を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

それでは各議案について簡略に説明いたします。

議案第3号 東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定については、平成30年度から東三河広域連合へ介護保険の保険者が統合されることに伴い、町税条例を一部改正するとともに、介護保険関係の6つの条例を廃止するものです。

議案第4号 東栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、行政不服審査制度に係る審理員、東栄病院の公営化に伴う医師及び薬剤師の報酬を追加するものです。

議案第5号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、副町長の給料月額を引き続き5%、任期中減ずるものです。

議案第6号 東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正については、平成29年度人事院勧告に基づき、医療職給与表の適用を受ける職員の初任給調整手当について改正するものです。

議案第7号 東栄町職員定数条例の一部改正については、東栄病院の
公営化に伴い病院職員の定数を定めるものです。

議案第8号 東栄町消防団設置条例の一部改正については、消防団の
実態に合わせて定数の改正をするものです。

議案第9号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい
ては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改
正されたことに伴い、改正するものです。

議案第10号 東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関
する条例の一部改正については、29年度に整備した3棟について追加
するものです。

議案第11号 東栄町国民健康保険条例の一部改正については、国民健
康保険法の一部改正により国民健康保険制度が県単位化されることに
伴い保険料の賦課総額の算定方法等を見直すとともに、国民健康保険法
施行令の一部改正により賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直す

ものです。

議案第12号 東栄町国民健康保険基金条例の一部改正については、
国民健康保険法の一部改正により国民健康保険制度が県単位化される
ことに伴い基金を処分することができる事由を見直すものです。

議案第13号 東栄町後期高齢者医療条例の一部改正については、 高齢
者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、町が保険料を徴収すべ
き被保険者の区分に国民健康保険法の規定による住所特例の適用を受
けていた者を加えるとともに、所要の規定の整備を行うものです。

議案第14号 指定管理者の指定については、平成30年3月31日
で指定期間が終了する12の施設について、平成30年4月1日から
引き続き3年間指定するものです。

議案第15号 東栄町過疎地域自立促進計画の変更については、児童
福祉施設保育所の整備について変更するものです。

議案第16号 平成29年度一般会計補正予算についてですが、今回

の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,780万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億6,483万3千円とするものです。

歳出における補正の内容は、大半が執行残の整理で減額するものですが、増額補正の主なものとしては、総務費では、時間外勤務手当に66万9千円、北設広域事務組合負担金に95万円、旧新城東高校本郷校舎跡地の整備に173万7千円、賃貸後譲渡型住宅整備に2,386万6千円の追加。

衛生費では、国保東栄病院事業特別会計繰出金599万6千円を追加。

農林水産業費では、間伐材搬出事業等補助金に52万2千円、あいち森と緑づくり事業委託料176万4千円を追加。

消防費では、新城広域消防負担金に40万7千円を追加しました。

この補正の財源としては、町税239万2千円、とうえい健康の館使用料をはじめとする使用料及び手数料501万9千円、住宅開発基金繰入金2,200万円、繰越金9,524万8千円、諸収入621万3千円を追加。

一方で地方消費税交付金100万円、国庫支出金167万円、県支出金473万8千円、寄付金201万3千円、財政調整基金繰入金1億6,950万円、減債基金繰入金3,000万円、町債960万円の減とな

っており、特に当初予算編成の際に財調と減債基金の取り崩しを見込んでいましたが、繰り入れの必要がなくなったため減額としました。

また、旧新城東高校本郷校舎跡地整備工事173万7千円、賃貸後譲渡型住宅整備事業2,386万6千円、新保育園設計委託料1,868万4千円、防火水槽漏水修繕工事196万7千円の繰越明許費につきましても、あわせて行うものであります。

議案第17号国民健康保険特別会計から議案第23号国保東栄病院事業特別会計までにつきましては、清算によるもので、後期高齢者医療特別会計と国保東栄病院事業特別会計を除いては減額補正です。

議案第24号から議案第36号までの平成30年度各会計予算につきましては、会計ごとに説明させていただきます。

まず一般会計ですが、予算の規模は、総額で35億7,000万円、前年度比4億9,100万円、15.9%の増となっております。

主な事業については、新規事業を中心に説明させていただきます。

まず総務関係ですが、老朽化した町営バスの更新に412万8千円を

計上しました。御園線に利用する予定で、15人乗りのワゴン車を購入します。

花祭の情報発信を充実するため、花祭会館のリニューアルに192万7千円を計上しました。映像ブースを新設し、花祭の映像データベースを活用して、花祭の魅力を映像等により発信していきます。名古屋大学との協働により、3か年計画で充実してまいります。

観光によるまちづくりを進めるため、町内の自然、歴史及び文化スポットをめぐるノルディックウォーキングコースと明神山登山コースの案内看板整備に90万円、観光ボランティアの育成に30万円、地域素材紹介コンテンツ創生事業として飲食店マップ等の作成と体験プログラムづくりに120万円を計上しました。

区や地区と連携し、集落における課題等を発掘し、その解決に向けて取り組むため、集落支援員制度を導入します。30年度はモデル的に1名を委嘱し、その事業費として155万9千円を計上しました。

住民福祉関係ですが、子育て支援を充実するため、本郷と下川保育園を統合し、東栄小学校に隣接した場所に新保育園を整備するため、4億972万円を計上しました。

介護保険事業は東三河広域連合に保険者が統合されますが、東栄町において実施する認定調査と地域支援事業分として2,784万8千円を、

広域連合への負担金として8, 237万4千円を計上しました。

地球環境の保全への取り組みとして、家庭用電気自動車またはプラグインハイブリット自動車の購入に対する補助制度を新設し35万円を計上しました。1台当たり7万円を限度とし5台分を見込んでいます。

建設関係では、引き続き町道、橋梁及び林道等の整備のための予算を例年並みに確保するとともに、町営住宅につきましても、大森住宅の屋根及び外壁等の改修の費用として1, 760万4千円を計上しました。

産業関係では、あいち森と緑づくり事業に623万9千円、移動販売事業に189万3千円を計上するとともに、林業関係及び鳥獣害対策事業関係予算は例年並みを確保しました。

29年度全国清流めぐり利き鮎会においてグランプリを受賞した、振草川の鮎を活用して漁業組合の活性化を図るため、引き続き稚鮎の試験放流に対する補助として110万円を計上しました。

消防防災関係については、消防団の小型動力ポンプ付積載車の更新に821万5千円、防災行政無線のアナログ系からデジタル系への移行のための、防災行政無線設備実施設計業務委託に617万1千円、防災体制の充実のため、各集会所への非常警報設備等設置に295万1千円、自主防災会や消防団などの防災力を強化する防災士の育成を図るため、防災士資格取得補助事業として85万4千円を計上しました。

教育関係では、東栄中学校の技術室屋根改修及び渡り廊下塗装工事に596万4千円、電子黒板設置工事に136万8千円、B&G体育館及びプールの改修工事に6,754万8千円を計上しました。

また、小学校全学年を対象を拡大する英会話教室に32万4千円、中学1年生を対象とした放課後学習支援である「とうえい未来塾」に16万5千円を計上しました。

公債費は、大型事業にかかる元金の償還が本格化することなどにより、前年度比1,651万6千円増の3億8,068万円を計上しました。

歳入のおもなものは、町税3億1,943万6千円で前年度比881万3千円の減、地方交付税16億3,970万1千円で前年度比600万円の減、国県支出金3億2,752万7千円で前年度比2,916万9千円の増、繰越金1億1,000万円で前年度比1,000万円の増、町債3億5,140万円で前年度比1億2,500万円の増であり、新保育園の整備費に地域福祉基金と児童福祉基金2億2,415万3千円を充当、財源の不足分は、財政調整基金を1億5,000万円と減債基金4,600万円を取り崩します。

平成30年度は、大型事業の実施により大幅な増となりましたが、第

6次総合計画、総合戦略の実現に向けるとともに、4月1日に施行されるまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、町民主体を第一に掲げながら全力で取り組んでいく所存です。

次に国民健康保険特別会計につきましては、財政の運営主体が県に移行することにより、前年度比24.5%減、予算総額は3億8,307万4千円を計上、これに要する財源のうち、保険料は5,875万4千円を見込んでおります。

次に後期高齢者医療特別会計につきましては、愛知県をひとつにした広域連合で運営される後期高齢者医療保険の本町被保険者の保険料を扱うための特別会計ではありますが、歳入歳出予算総額は1億4,132万1千円を計上、前年度比3.3%の増となっています。

次に簡易水道特別会計につきましては、継続して実施してきた中央統合簡易水道建設事業が最終年となり、事業費も大幅に減少してきたことにより、歳入歳出予算の総額は、前年度比50%減の1億4,767万4千円を計上しました。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、長寿命化計画に基づ
く事業を進めることにより、歳入歳出予算の総額は、前年度比9.9%
増の1億5,083万5千円を計上しました。

次に農業集落排水事業特別会計につきましては、将来にわたり円滑な
運用を行うため、施設の耐震性や現在の状態などの調査設計を実施しま
す。前年度比16.5%減の3,880万5千円を計上しました。

各財産区特別会計は、前年度と変わりありません。

最後に国保東栄病院事業会計について申し上げます。

3条予算については、30年度から公営化に伴い、職員の人件費や運
営費などを含め、7億2,876万9千円を予算計上しました。前年度
比155.6%の増であります。

4条予算につきましては、支出ベースで前年度比40.5%の減の、
3,606万9千円を計上しました。

平成30年度各会計の当初予算については、以上であります。

詳細につきましては、副町長始め担当課長から説明をいたしますので
よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、
町政運営に対する格別のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い
申し上げ、施策方針並びに大綱説明といたします。